

令和7年度

学校いじめ防止基本方針



翠輝学園つくば市立みどりの南小学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

○ 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、またいじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

○ いじめの禁止

法第4条「いじめを行ってはならない」の遵守の徹底を図る。

○ 教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の5点を全職員が認識して取り組む。

- ア いじめはどの子供にも起こりうるものであり、またいじめはどの子供も被害者にも加害者にもなりうることを認識する。
- イ 何がいじめなのかを具体的に把握することで、児童と教職員がともにいじめとは何かについて常に意識する。
- ウ いじめの未然防止には、児童が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- エ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。
- オ いじめの報告を受けた場合、組織的に当該児童にかかわるとともに、毅然とした態度で指導をする。
- カ いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、「重大事態」ととらえ、すみやかに調査を開始する。

○ 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

- ア 未然防止への取組の徹底
- イ 早期発見への取組の徹底
- ウ 早期解消への取組の徹底
- エ 関係機関との連携の徹底
- オ 教職員研修の充実の徹底

2 「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

- (1) 委員会は次の者で構成する。
＜校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、事案に関わる担当職員、スクールカウンセラー＞
- (2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。
- (3) 校長は委員会を総理し、委員会を代表する。
- (4) 委員会は次に上げる事務を所掌する。
 - ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検正に関すること
 - イ いじめの未然防止や早期発見に関すること
 - ウ いじめ問題の確認とその対応に関すること

- エ いじめ問題の具体的対応策を検討すること
 - オ いじめの相談窓口として相談を受けること
 - カ 教職員研修の企画、立案に関すること
 - キ 児童向けの研修や情報モラル教育に関すること
 - ク いじめ指導に関わる記録の集積と引き継ぎに関すること
 - ケ 他校との情報交換に関すること
- (5) 委員会は校長が招集する。
- (6) 委員会は次の区分で招集する。
月1回を定例会とする。ただし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度「臨時会」とし招集する。
- (7) その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

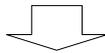
3 未然防止のための取り組み

○ 学級経営の充実

- ①児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ②児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ③正しい言葉遣いができる集団を育てる。
「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要となる。

○ 授業中における生徒指導の充実

「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
「楽しい授業」「わかる授業」を通して児童の学び合いを保障する。
「安心」と「夢中」のある学びの場の設定



- ・授業での喜びを感じさせる（できた、分かったと思える）。
- ・授業がわからない児童に対する関わり（ほおっておかない）。
- ・自分は大事にされているという意識を持たせる（自尊感情の高揚）。

○ 道徳科において

- ①いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深めために、考え・議論する授業展開を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ②思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

○ 学級活動において

- ①話し合い活動を通して、いじめの未然防止や解決の手だてについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ②構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。

○ 学校行事において

- ①児童が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。
- ②児童会活動において
 - ・自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。

○ 家庭や地域との連携

- ①いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図るとともに、家庭教育学級等において、いじめに関する講演会を実施する。

4 早期発見のための取り組み

- ①多くの教師が様々な教育活動を通して、児童に関わることにより発見の機会を多くする。
- ②授業中、休み時間、放課後の校内巡回を計画的に行う。
授業中、いない児童の捜索や話を聞く場合、一人の職員で行わないで、複数の職員で取り組む。
- ③SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）に、積極的に学級訪問、授業参観などをしてもらう。
 - ・SCやSSWからの情報提供を、生徒指導部で共有する。
- ④アンケート等の調査を計画的に行う。
「学校生活アンケート」「いじめ実態調査」を年3回、定期的実施する。（6、10、2月）アンケート、調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはSC、SSW等の専門的な立場からの助言を得る。
- ⑤教育相談によるいじめの把握に努める。
 - ・担任による定期的な面談を実施する。
 - ・児童の希望や相談が必要と思われる場合は、担任以外（教育相談担当、養護教諭、SC、SSW等）でも相談ができることを周知するとともに、教育相談担当が面談の体制を整える。
- ⑥面談方法や面接結果についてSC等から専門的な立場からの助言を得る。
 - ・保護者とSCとの面談も多いことから、担任の先生は必要性を感じたら、管理職へも報告し、SCとの面談を進めるようにさせる。
- ⑦保護者や地域からの情報提供の場をつくる。
 - ・いじめ問題に対する学校の考えや取り組みを保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
 - ・家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため名前等できるだけ詳細に情報を得るようにする。

5 問題への対応（いじめ発見から解決までの取り組み）

1 いじめの情報の把握・いじめの発見

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事
↓
管理職（教頭・校長）

※「重大事態」発生、または発生の疑いがあると認められる場合は、文部科学省発出「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月）に従って手続きを進める。

2 対応チームの編成

学校長の指示により、教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・担任・養護教諭等、事案に応じて柔軟に編成する。

3 対応方針決定・役割分担

○情報の整理

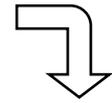
いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の特徴、対応方針

○緊急時の確認

- ・自殺のおそれはないか。
- ・不登校につながるおそれはないか。
- ・報復など暴行のおそれはないか。

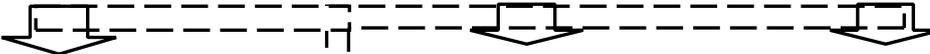
4 事実の究明 【被害者 → 周囲の子ども → 加害者 の順で】

- いじめられている子どもや、周囲の児童からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯を配慮する。
- 安心して話せるように、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、福栖の教員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復等が起こらないように注意を払う。
- 聴取を終えた後は、当該児童を自宅へ送り届け、教師が保護者に直接説明を行う。
- ×いじめられている子といじめている子を同じ場所で事情を聴くこと。
- ×注意、叱責、説教だけで終わること。
- ×双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ×ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ×当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。



5 関係機関との連携

- 市教育委員会・相談センターと対応方針の相談
- 警察⇒暴行傷害、恐喝等の事件発生の場合
- 医療機関⇒被害者の心身の外傷への対応



5 被害者への対応

- ◎共感的に事実を聴き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。
- 自己肯定感の喪失につながらないように、児童のよさや優れている点を認め、励ます。
- いじめている側の児童との今後のかかわり合い方等で、行動の仕方を具体的に伝える。
- 経過を見守ることを伝え、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に継続的に努める。
- 自己肯定感を回復できるような支援を継続する。
- ×「君にも原因がある」や「がんばれ」等の指導や安易な励ましはしない。

5 加害者への対応

- ◎いじめを行った背景を理解しつつ、行為に対しては毅然と指導し、反省させる。
- 話しやすい話題から入り、中立の立場でうそやごまかしのない事実確認を行う。
- 被害者の辛さに気付かせ、責任転嫁を許さず、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- 面談や教職員との交流を続けていき、成長やよさを認めていく。

5 他の児童への対応

- ◎いじめは学級や学年等の集団全体の問題として、教職員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も問題の関係者であることや被害者の気持ちを考えさせる。
- いじめを絶対に許さない集団づくりに向けて話し合わせる等、活動を支援する。

5 保護者への対応

<被害者の保護者>

- 家庭訪問を行い、事実を正確に伝え、徹底して児童を守り、支援していくことと対応方針を具体的に伝える。
- いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者へ連絡を避けることを依頼する。
- 対応の経過を伝え、理解と協力を得る。

<加害者の保護者>

- 家庭訪問を行い事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実を確認する。
- 相手の児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

×保護者への批判的な言動や非難はしない。

6 年間計画

月	教職員の取り組み			児童の取り組み	
	対策委員会	校内研修	教育相談	学級活動	児童会活動
4	○全体計画の検討 ○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○いじめに関する共通理解	○家庭確認	○学級のルールや人間関係づくりのための活動	○委員会組織編成
5	○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○児童主体の、心を育てる運動会に向けて	○第1回学校生活アンケートの実施	○学級を一つにしていくための話し合い ○運動会への取り組みから、思いやり・協力への振り返り	○あいさつ運動
6	○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○SSWによる不登校支援について	○ソーシャルスキルトレーニングの実施（高学年）		○ルールメイキング
7	○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○夏季面談について	○二者面談(1～6年)	○夏休みの生活	
8	○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○特別の教科 道徳についての研修			
9	○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○SCによる研修		○1学期の反省と2学期に向けての改善 ○SOSの出し方教育（SC連携）	○思いやり集会の実施 ○あいさつ運動
10	○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○児童主体の心を育てるみどりの音楽祭についての研修	○学年での教育相談に関するまとめ ○第2回学校生活アンケートの実施	○情報モラル教育	
11	○運営委員会 ○いじめ対策委員会		○二者面談(1～6年)	○人権について考える。	○人権集会の実施
12	○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○学校運営検討会		○弁護士によるいじめ防止についての授業。	○いじめゼロキャンペーンの実施
1	○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○学校運営検討会		○薬物乱用防止教室	○あいさつ運動の実施
2	○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○学校運営検討会		○いのちの授業（生命の安全教育） ○道徳ノートを振り返って	
3	○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○評価と次年度へ向けての検討	○教育相談のまとめ	○1年間を振り返って・進級への心構え	○反省と次年度の計画立案

<いじめについての共通理解事項>

いじめの認知は、
いじめの解消に向けた
第一歩

認知件数が多いことは悪いことではない。いじめの問題に対する意識の高さの表れと考え、件数の多い少ないではなく、認知した事案をどれだけ、どの世に解決したかを大切にする。

《いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢》

- ・ いじめ問題には必ず組織（チーム学校）で対応する。
- ・ いじめの未然防止、早期発見に努め、いじめの情報を得たときは迅速に対応する。
- ・ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立って、児童や保護者からの通報、他の職員からの情報を真摯に対応する。

《いじめと犯罪の関係についての認識》

- ・ いじめ当事者間の状況によって、司法機関と連携し、犯罪（暴行、傷害、脅迫、恐喝、侮辱、名誉棄損罪）として対応する場合もある。